

10月
「労働保険適用促進月間」です

ハローワーク美濃加茂

25・2178

1人でも労働者（臨時・アルバイト含む）を雇用する事業主の人は、必ず労働保険に加入しなければなりません。

未加入の事業主の人は、すぐに加入手続きをしてください。

詳しくは、ハローワーク美濃加茂（25・2178）までお問い合わせください。

相談してみてください

合同無料相談

県行政書士可茂支部

28・5685

公証人・司法書士・行政書士による無料相談を行います。

◇とき 10月6日(日)

午前10時～午後4時

◇ところ プラザちゅうたい

◇相談内容

①美濃加茂公証役場 公正証書

による遺言、賃貸借・金銭消費貸借の契約など

②県司法書士中濃支部 不動産

産・商業・法人登記など

③県行政書士可茂支部 農地

法・建築業法・風俗営業法など
官公署に提出する書類など

保育園への入園受付開始

児童課
内線314

保育園に入園するには、児童の保護者などが次のいずれかの事情にある場合です。

- ①居宅外で労働している。
- ②居宅内で児童と離れて労働している。
- ③妊娠中、または出産後間がない。
- ④病気や障害などにより児童の世話ができない。または病気や障害のある家族を常時介護している。
- ⑤災害の復旧にあたっている。

申込に必要なもの

- ★入園申込書（パターンAとパターンBの人）
- ★印鑑

保育料

15年度の保育料は現在決定しておりませんが、扶養義務者の前年分所得税額および前年度分市町村住民税額により算定します。なお、住宅取得特別控除などは適用されません。

手続き（次の3つのパターンに分かれます）

平成15年度に新たに保育園に入園を希望する場合（新規児童）

児童課と各保育園にある入園申込書に記入のうえ、希望の保育園へ指定の受付日（下記の表参照）に提出してください。指定の受付日に提出できないときは、10月中に児童課へ提出してください。

現在保育園に入園していて、15年度は違う保育園を希望する場合（継続児童）

再度、入園申込書の提出が必要になります。新規児童と同じく、指定の受付日または10月中に入園申込書を児童課に提出してください。

現在保育園に入園していて、15年度も同じ保育園を希望する場合（継続児童）

入園申込書の提出は必要ありません。保育園を通じて、提出書類（源泉徴収票、就労証明書など）のご連絡をします。

保育園名	受付日時	定員	住所	電話番号	延長	乳児	障害
太田第1保育園	10月9日(水)	80	太田本町5-3-24	25-2642	○		
古井第2保育園		80	古井町下古井207	26-1986	○		
加茂学園		90	太田町4211-1	25-2226	●		
伊深保育園	10月10日(木)	45	伊深町1563-3	29-1768	○		
山之上保育園		45	山之上町2812-1	25-4555	○		
古井第1保育園		150	本郷町2-8-1	25-2746	○	○	
三和保育園	10月11日(金)	30	三和町川浦2556-1	29-1769	○		
蜂屋保育園		70	蜂屋町中蜂屋4474	25-4554	○		
加茂野保育園		180	加茂野町鷹之巣1453	26-9813	○	○	
太田第2保育園	10月15日(火)	70	西町3-249-1	25-2282	○		
たちばな保育園		60	古井町下古井575	26-0811	●	●	
明応保育園		120	加茂野町木野1167	25-5601	●	●	●
下米田保育園	10月16日(水)	100	下米田町今109-2	26-9111	○		
森山学園		235	森山町1-6-33	25-2753	◎	◎	

★延長保育……通常よりも長い時間お子さんをお預かりします。（保育時間：○8:00～18:00 ●7:30～18:30 ◎7:10～19:00）

★乳児保育……0歳児や1歳児をお預かりします。 ★障害児保育……障害のある児童をお預かりします。

※上記の指定の日に申し込みできない人は、10月中に児童課へ申し込んでください。